

## ネットワーク中立性に関する研究会（第8回）

1 日時 平成31年4月3日（水） 14:00～16:00

2 場所 総務省第三特別会議室（9階）

3 出席者

### ○構成員

森川座長、大橋座長代理、江崎構成員、柿沼構成員、実積構成員、寺田構成員、林構成員

### ○総務省

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、大内事業政策課調査官、佐伯事業政策課市場分析企画官、大塚料金サービス課企画官、五十嵐データ通信課調査官、岡本消費者行政第二課企画官、細野データ通信課課長補佐、大江データ通信課課長補佐

4 議事

(1) 中間報告書（案）について

(2) 意見交換

(3) その他

【森川座長】 それでは、お忙しいところ、先生方、本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。時間となりましたので、ただいまからネットワーク中立性に関する研究会の8回目を開催させていただきます。

本日は、宍戸構成員、庄司構成員、田中構成員がご欠席で、あと、大橋先生と林先生がおくれていらっしゃるということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、冒頭カメラ撮りに関しては……。

【細野データ通信課課長補佐】 カメラ撮りの希望の方、伺っておりますが、いかがでしょうか。

特段カメラ撮りの御希望の方いらっしゃらなければ、そのまま進めさせていただきます。

【森川座長】 それでは、議事に入る前に、まず資料の確認をお願いいたします。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。それでは、まずは席上の資料について確認させていただきます。皆様のお手元には、座席表、議事次第、資料8-1及び8-2を配付いたしております。ご確認いただきまして、不足などがございましたら事務局のほうまでお伝えください。

【森川座長】 ありがとうございます。それでは、本日ですが、お手元議事次第にありますとおり、中間報告書に対する意見募集をいただきましたので、それに関して取りまとめに向けて議論をさせていただければと思います。

それでは、まず事務局のほうから中間報告書（案）に関する意見募集の結果と考え方、そして中間報告書（案）の修正案についてご説明いただき、その後、先生方からいろいろとご意見をいただければと思います。

それでは、ご説明のほう、お願いいたします。

【山路データ通信課長】 データ通信課の山路でございます。資料8-1と8-2、あわせてご説明をさせていただきたいと思っております。

前回第7回の会合の後、2月26日火曜日から3月18日月曜日まで、中間報告書案に対する意見募集を行いました。資料8-1の最初のページにありますとおり、32の主体から意見が提出されております。提出者としては、個人が9件、企業・団体から23件ということで、1社、匿名を希望する企業がございました。

次のページ以降で意見とそれに対するこの研究会としての考え方というものをまとめております。それぞれ提出主体を書いております。個人の場合は、個人1から9という形で示すように書いておりますし、企業・団体については、企業名、もしくは匿名希望企業ということで書かせていただいております。

では、2ページ目以降、ご説明をさせていただきます。まず中間報告書案全体に対する意見ということで、幾つかご意見をいただいております。

まずNTT持株会社からでございますが、NTTグループでは、設備増強や技術革新によるネットワークの大容量化等、安定的なサービス提供に努めてきたところです。全てのステークホルダーが協調し、インターネット利用品質の向上に取り組んでいく必要があると考えます。設備増強や技術革新を促していく必要があることから、通信事業者の投資インセンティブが持続的に確保、増進されていくようにすることが重要。消費者サイドに立てば、サービス選択に必要な品質等に係る情報が開示され、情報に基づいたサービスの選

択可能性が確保されていることが望ましいと考えます。

ただし、とされておりまして、上限データ通信量に達した後の通信速度制限のあるべき水準や優先制御における一定の合理的な基準、ネットワークコストの分担等のルールを設け、利用者に開示する可能性が示されている点については、一定のルール設定は極力控え、事業者がさまざまな創意工夫を柔軟かつ機動的に行えるようにすべきというご意見でございます。

一方で、中間報告書案で示された共同規制的なアプローチに賛同しておりますということで、また、そのグローバルなOTTプレーヤーの市場支配力が相対的に強まっていることを踏まえると、政府においてステークホルダー間の調整に積極的に関与いただくことで、インターネット利用品質の向上、新たな価値創造が進むような環境づくり後押ししていただきたいという、ご意見をいただいております。

下のところは、NTT西日本、NTT東日本からほぼ同様のご意見でございました。こちらに関しては、研究会のご意見として、賛同の意見として承りますと。なお、ご指摘の点については今後の検討における参考とさせていただきますという形に整理をさせていただいております。

全体につきましてはもう1件、NTTドコモからもいただいております、本報告書が5Gの導入等によるイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出や社会的課題の解決をより一層促進していく観点から、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を行うための環境整備に資するものとなるよう要望しますというものです。参考とさせていただきますという考え方を示しております。

続きまして、第1章「はじめに」に対するご意見でございます。以降、賛同する意見か、賛同した上で何らかのご意見を言っているものか、もしくは、その他、賛同かどうかは明らかにしていないものの、何らかのご意見をいただいているかといったような分類の仕方をしております。

最初のご意見ですが、全体として賛同しますと。今後もインターネットのオープン性を維持することが重要であるということで、第1章の記述に賛同しますということをJPNICからいただいております。

2番目ですが、Facebookから、当社はネットワーク中立性を強く支持しておりますと。本報告書はオープンインターネットによる利益を日本の皆様が享受し続けられることに主眼を置いており、そのことは日本国内にとどまらず、国際的にも重要な先例です

と。少し飛びまして、強力なネットワーク中立性の保護を維持することにより、インターネット・エコシステム全体が革新していく能力を保持しつつ、新規参入者を含め、消費者の選択肢を確保することができますということで、ブロッキング、スロットリングの禁止、有料有線接続または高速レーンの禁止、合理的なトラフィック管理、技術的な中立性、透明性、こういったものについて当社はネットワーク中立性の原則に賛同しますという意見をいただいております。

次が楽天モバイルネットワークからでして、この報告書の見解に賛成と。産業競争力強化の視点、国際的な議論の動向等を踏まえ、引き続き慎重に検討するべきというご意見をいただいております、この2つについては、賛同のご意見として承った上で、今後の検討における参考とすると整理させていただいております。

第2章のこれまでの議論及び取り組みについては特段ご意見をいただいております。

第3章の情報通信分野をめぐる近年の環境変化の部分に対するご意見についてご説明をさせていただきます。左側の番号6番目のご意見ですが、通信の最適化と帯域制御とでは妥当性の基準に大きな違いがあるため、区分した表とすべきというものです。こちらはゼロレーティングサービスの提供状況について、報告書11ページ、12ページに事務局のほうで調べた資料を掲載していますが、通信の最適化と帯域制御を分けるべきだというようなご意見でございました。またこういったものを実施しているか、実施していない場合もあり得るので、実施の有無と周知の有無を区分して表とすべきというご意見でございました。こちらについては、今後の検討における参考としますと整理させていただいております。個人の方からのご意見でございました。

飛びまして、第4章については1件のみご意見をいただいております。インドではゼロレーティングサービス外のコンテンツに関するパケット料は従来の10倍程度にまではね上がり、このサービスの排除を求めるデモ行進まで起こっていますというご意見でございました。こちらは参考として承りますと整理させていただいております。

続きまして、第5章の基本的視点に対する意見でございます。利用者の権利を定めるところでございますが、インターネットのオープン性を維持していくためには、消費者はもとより、事業者が協力し、推進していく必要があるので、利用者を主語にすることにより、全てのステークホルダーが明確な位置づけとなることから、今後の協力推進に期待が持けると、ケーブルテレビ連盟からいただいております。

また、NGN I P o E協議会からも積極的に賛成しますというご意見いただいております。

す。

ジュピターテレコムからも賛同というご意見でございます。

13番目の意見でございます。公正性、透明性、マルチステークホルダーの協業を促すようなアプローチを総務省がとっていることに関して感謝すると。均整のとれたご考慮をしてくださっていることについても御礼申し上げますというご意見をネットフリックスからいただいております。また、この中で、事実に基づく賢明な手段おとりいただきたいというご意見もございました。

14番、アジアインターネット連盟からでございますが、ネットワーク中立性は重要な保護を提供していると。明確で最新状態に更新されたガイドラインは重要な役割を果たすと。2007年の懇談会原則の見直しに当たり、ネットワーク中立性のガイドラインを策定することは日本における健全なインターネット経済を維持する上で有益というご意見をいただいております。

この2つのご意見に関しては、賛同の意見として承った上で、今後の参考とすると整理させていただきます。

③、15以降に移ります。従来の電気通信業者全てに対して同一に適用されるルールを検討することは不適當ではないかと。どのような事業者が各種の具体的なルールにおいて主に対象とされるべきなのかという点があり、整理が行われることを期待するというご意見をLINEからいただいております。こちらについては、今後の検討の参考とすると整理させていただきます。

続きまして、17番でございます。こちらは、利用者の権利に関して、利用者については消費者と事業者等の両方の意味を含むものと理解しておりますが、そのことによって権利を持つ主体の解釈が曖昧になり認識の齟齬が生じることも考えられますと。解釈が可能な限り統一化され、正しい理解形成を図るためにも、注釈などにより権利を持つ主体の解釈を補足していただくよう要望しますというご意見をいただいております。こちらにつきましては、中間報告書案においては、事業者等と消費者の両者を対象とする場合には「利用者」、消費者のみを対象とする場合には「消費者」として記載しております。そのあたりについては、報告書の中でも触れておりますので、特段修正は必要ないと考えております。

18番でございます。こちら、全国消費生活相談員協会からいただいたものでございます。消費者は事業者に比べ知識・報量等に格差があります。事業者と同等として捉えるべきではない部分に関しては、利用者とせずに消費者として明記するなど、消費者に配慮し

ていただきたいということでございます。

右側の考え方でございますが、情報等に格差が生じ得るというのはご指摘のとおりです。このため、このような格差を小さくするために、事業者に対して透明性の向上を促すなど、消費者が十分な情報を得てサービスを選択できるような環境づくりについて中間報告書案では記載しております。また、消費者のみを特に対象とする場合には、事業者を含む概念である「利用者」ではなく、「消費者」というふうにして記載しているということを書かせていただいております。

意見の19に移らせていただきます。長文ですけれども、ネットワーク中立性が緩和されない限り、5Gワイヤレスやネットワークをスライスするテクノロジーを効果的に実装できない可能性を指摘する意見がある。このような意見は、EUの規制当局の集まり、集合体であるBERECのガイドラインの現行の文面に変更を加える必要がないという決議が下された欧州をはじめ、他の地域でも却下されていると。日本の2007年の懇談会原則では、トラフィック配信に関する中立的なアプローチを維持しつつ、世界規模のISPネットワークを展開するために十分な柔軟性が確保されているということで、こちらについては、本中間報告書への賛同のご意見として承った上で、今後の検討における参考とするというふうに整理をさせていただいております。

飛びまして、意見の20でございます。こちらは、帯域制御に関するルールについてでございます。モバイル通信におけるコンテンツの不可逆圧縮等について、利用者への情報提供や利用者がみずから選べる仕組みに関するルールが整備されることは、利用者の利便性確保に資すると考えるため、賛同しますというご意見をケイ・オプティコムからいただいております。

現行帯域制御ガイドラインを改定することについて賛成するというご意見を中部テレコミュニケーションからいただいております。

賛同した上で少しご意見いただいているのが次の22以降でございます。帯域制御ガイドラインの改定と方向性について賛同しますと。改定は必要だというふうにした上で、多くの利用者に対して帯域制御を行うことがないように、帯域制御により影響を受けた利用者への影響度合いも明確にすべきと。OSアップデートのように無限に再送されるコンテンツについては、通信速度により発生するダウンロードタイムアウトが不要な再送を引き起し、結果的に利用者の利用料に大きな影響が出る可能性があることを考慮すべきということをご意見を日本インターネットプロバイダー協会、JAIPAからいただいております。

続きまして、23でございます。帯域制御ガイドラインを改定することは賛成とした上で、既利用者を含めた新たなネットワーク管理を導入する際における事後的な周知のルール化について検討されるべきというご意見につきまして、賛同のご意見として承った上で、この報告書の中においても、利用者に対して周知すべき内容を充実・明確化することが必要と既に記載しておりまして、今後の検討の参考にすると整理しております。

意見の24でございます。ジュピターテレコムから提出された意見でございますが、帯域制御は通信の秘密に抵触するおそれがあるとされ、限定的に認められてきました。合理的なトラフィック制御のあり方を検討し、ガイドラインでルールを定めていくことは、通信事業者がネットワークの安定運用を行う上で非常に大きな意味を持つということでございます。その上で、一般の利用者が理由もわからないままに回線速度が低下するような状況を改善できるのであれば、利便性を向上させる取り組みにつながるものとして評価しております。

また、ただしというところでございますが、OSアップデート等の利用者のQoEを確保するための制御につきましては、移動通信事業者のモバイル通信を想定した例示にとどまっております。本中間報告書案にも記載されているとおり、OSアップデート等の影響は固定通信でも同様であり、固定通信事業者に対しても同等に認められるべきというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、中間報告書の27ページをごらんください。脚注32を追加しております。この意見に対する考え方として、ガイドライン等を改定すべきというところに関して、賛同のご意見として承るとしました。その上で、もともと中間報告書の27ページの下の方のポツでございますが、場所、時間帯により通信の集中が生じやすいモバイル通信において移動通信事業者が利用者のQoEを確保するために実装する制御が可能になるよう現行の帯域制御ガイドラインを改定することが望ましいという部分について、モバイル通信のみならず、固定通信でもこういう制御ができるようにしてほしいというご意見でございます。これにつきましては、中間報告書案の該当部分は、帯域制御はあくまで例外的な状況において実施すべきものという基本原則を維持しつつ、モバイル通信において合理的なトラフィック制御としてこういったものを認めてはどうかというようなことで書かせていただいているものでございます。

ということで、ご意見をいただいた旨は、中間報告書案の脚注として追記した上で、帯域制御ガイドラインの改定に当たっては、例外的な状況において実施すべきものという基

本原則を踏まえて検討することが適当であると整理させていただきました。

同様のご意見がジュピターテレコムのみならず、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTT西日本、NTT東日本からも提出されております。

続きまして、意見の27番でございます。帯域制御の運用基準に関するガイドラインを見直すことに賛同しますと。その上で、4K、8Kなど、さらなる高トラフィックを利用するアプリケーションの増加が予想されると。固定通信においても、モバイル通信と同様に、それぞれの利用用途に応じてエンドユーザーがインターネットを利用する環境を選択できるようにすることが重要でと。したがって、ガイドラインの見直しに当たっては、固定通信の事業者が柔軟で合理的な料金設定をできるように配慮すべきというようなご意見をNGN I P o E協議会からいただいております。

右側に書かせていただいておりますが、賛同のご意見として承った上で、本中間報告書の脚注として追記をするという対応とさせていただきます。具体的には、中間報告書の36ページの脚注35をごらんください。ここに書いておりますとおり、本中間報告書に対する意見募集では、複数の事業者等から固定通信において従量料金制の導入など柔軟な料金設定をできるような配慮が必要等の意見の提出があったと追記させていただきます。従量料金制度などの料金設定につきましては、現行法令において特段禁止されているものではなく、おのおの電気通信事業者の経営判断により可能ということを研究会の整理として書かせていただいております。

28番目の意見については、こちらは個人のご意見でございますが、従量料金制度を再検討すべきであるというご意見をいただいております。後ほど別の部分に対するご意見としても事業者のほうから従量料金制を認めるべきというご意見がございました。

続きまして、意見の29についてご説明をさせていただきます。柔軟なネットワーク管理が可能になるよう検討を進めるべきということで、卸先の電気通信事業者のお客様を含めてネットワーク管理することが必要であり、電気通信事業者間の連携の必要性も改めて整理すべきというご意見をKDDIからいただいております。今後の検討の参考とさせていただきますと整理させていただきます。

意見の30でございますが、上限データ通信量に達した後の通信速制限や不可逆圧縮等も固定通信でも検討の余地を残していただければというご意見がインターネットプロバイダー協会から来ております。

こちらにつきましては、上限データ量を定めた定額料金制を採用している現行のモバイ

ル通信の料金制度を踏まえた記述としておりますとした上で、固定通信における上限データ通信量に達した後の通信速度制限や不可逆圧縮等に係る検討を除外する趣旨ではございませんとさせていただきます。

意見の31でございます。こちらはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズから、少数の大量利用者による帯域占有、1ユーザー当たりの利用量の増加があると。こういうことに関してさまざまな取り組みをしているということで、設備増強や技術革新によるコストの低減等を引き続き実施していくというご意見でございました。こちらについては検討の参考とするとさせていただきます。

資料32でございます。個人からのご意見でございますが、通信の最適化という中間報告書の26ページにある表現に関しまして、通信の最適化は適切なネットワーク管理のためにやむを得ず実施しているという記述に関しまして、こういう記載をすることはまかりならないというご意見をいただいております。なぜかと申し上げますと、ネットワーク層以下で内容を変更するものと、トランスポート層以上で内容を変更するものに分けられますけれども、この最適制御については、ネットワーク管理の範疇を超えたTCPの機能を喪失させる改竄行為だというご意見でございます。こういったことについて利用者に表示する義務があると記載する必要があるというご意見でございました。

これに関しましては、実際に影響を受ける利用者の意向等を確認しながら、ルールの実現性を検討する必要があると。この中については、利用者に対する事前周知とオプトアウト措置の提供等、こういったものを含めて検討する必要があるとしておりまして、利用者の同意を前提とするべきと考えますと整理させていただきます。

同様に個人の方から、最適制御について、最適化などではなく、通信内容の変更であると、無断に行うことは許されないというご意見もいただいております。

続きまして、優先制御に関するルールです。優先される対象サービスを明確化することについて賛成すると。ルールのあり方が検討されることに賛同しますというご意見をLINE、ケイ・オプティコムからいただいております。

賛同した上で意見があるというのがネットフリックスからでございまして、過度にインターネットに影響を及ぼさないという基本姿勢は有効な指導だということでいただいております。

37番ですが、NGN I P o E協議会からも賛同します、ただし、インターネットはベストエフォートを前提としており、通信速度や遅延時間を保証していないものであると。

こういった優先制御がルール化される場合に、インターネットに対してベストエフォートでなく、通信速度や遅延時間の保証を実質的に求められる可能性もあり、コスト構造が大きく変わってしまう可能性があるということで、どのアプリケーションをインターネットで利用するかについては、利用者側にその判断を委ねることを基本としつつ、ルール化については慎重に検討を進め、必要最小限にとどめるべきというご意見をいただいております。こちらについても今後の検討の参考とするとさせていただきます。

続きまして、賛同とした上で、レイヤー間、事業者間の立場が公平となるよう、調整いただきたいというご意見を中部テレコミュニケーションからいただいております。

プロバイダー協会からは、ISP内での連携が必要になるというようなご意見をいただいております。

続きまして、有償による優先制御に反対というご意見をアジアインターネット連盟からいただいております。最後にありますけれども、課金による優先制御は求めるべきではないということでございます。

続きまして、優先制御の対象を明確に定義すべきというご意見を、匿名希望企業であったり、アジアインターネット日本連盟（AIC J）からいただいております。定義を明確化した上で、モニタリングをしっかりとやっていくべきというご意見でございました。

⑤のところ、44以降でございますが、柔軟な事業展開を阻害することとならないように要望するというご意見をNTTドコモからいただいております。

ソフトバンクからも同様に、サービスイノベーションを阻害することとならないよう、5G時代にふさわしい新たなルールのあり方を検討していくべきというご意見がございました。

続きまして、ゼロレーティングに関する意見でございます。総務省が指針を取りまとめることについて賛同するというご意見を中部テレコミュニケーションからいただいております。

テレコムサービス協会からも、基本的に中間報告書案の内容について賛成のご意見をいただいております。特にMVNOによるMNOと同等のサービスができるようにということで、モバイル市場における健全な競争環境の確保の観点からこういった取り組みが必要だというご意見をいただいております。

続きまして、48以降に移ります。ネットフリックス社からは、こういった取り組みに

感謝しますというご意見をいただいております。ただし、以下の3点を必須条件とすべきではないかというご提案でございまして、特に2番でございしますが、参加者においてコストを要求しないかというところが条件になるのではないかというご意見でございませぬ。

49番、NGN I P o E協議会からも賛同しますというご意見をいただいた上で、問題事例について電気通信事業法等に基づき事後的に対応するこの運用が重要というご意見がありました。

50番でございませぬ。エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズからは、解釈指針の検討に当たっては、基本的な考え方を示すにとどめ、MVNO事業者が創意工夫によって新たな価値を自由に創造できるようにすることが必要だとのご意見がございませぬ。

これらのご意見に関しましては、今後の解釈指針を取りまとめ、運用する総務省がすることにしており、今後の検討における参考とされると考えませぬと整理させていただきます。

51番、F a c e b o o kからのご意見でございませぬ。長いですがけれども、基本的に賛同というふうにした上で、コンテンツプロバイダーの参入促進が促される、基本的なコネクティビティの提供がなされる、インターネットの利用者が増大する、こういったメリットがあり、非排他的にこういったゼロレーティングのサービスが提供されるべきだというご意見でございませぬ。

52番に移ります。NTTドコモから、解釈指針、明確化することについて賛同するというふうにした上で、市場支配力を有する事業者という記載に関して、電気通信事業法第30条の禁止行為規制対象事業者を示すものではないと認識しているというご意見がございませぬ。

53番、54番につきましても同様に市場支配力を有する電気通信事業者に関する定義の明確化を求めるようなご意見がございませぬ。このあたりについては、今後解釈指針を取りまとめるに当たり、市場支配力を有する事業者の定義についても整理されると考えませぬとさせていただきます。

④でございませぬが、どちらかというところは限定的にゼロレーティングを認めるべきというご意見でございませぬ。まずJAIPAからでございませぬ。一定の枠組みの中での許容とし、市場環境に悪影響を及ぼすことが判明すれば直ちにサービス停止を行えるような規制下でのみの運用とするなど、情報公開を徹底し、定期的かつ頻繁に検証を行うべき

だというようなご意見をいただいております。

56番、こちらは個人の方からのご意見でございますが、基本的にはJAIPAからのご意見と同じようなご意見でございました。

57番につきましては、ゼロレーティングサービスをやるためには、ディープ・パケット・インスペクションが必要であり、こちらは実質的に通信の検閲を行っているものであるので、一定の制限、規制が必要だというご意見でございます。ゼロレーティングを行う場合には、ゼロレーティングを適用しない通信契約を提供することを義務づけるべきといったことや、ゼロレーティングに必要な費用を明確化するべき、また、コンテンツ事業者がお金を出すスポンサーである場合にはそれを明確化するべきというご意見をいただいております。

こちらにつきましても、今後の検討における参考とされると考えていると整理させていただきます。

⑤でございます。過度な規律は避けるべきというご意見をいただいております。こちらはKDDI、ソフトバンクの2社からいただいております、特にKDDIからは、不当な差別的取り扱いを禁止する一般原則と現行の電気通信事業法の範囲において提供可否の判断基準を明確にすべきとして、二種指定電気通信設備制度の規制が適用される事業者に対して、さらに禁止行為規制と同等の規律をかけることとなる解釈指針が策定され、現行制度の趣旨を超えた制度運用・規制強化になることがあってはならないというようなご意見がございました。

ソフトバンクからは、解釈指針の策定に際しては、既に提供しているサービスの継続に支障がないよう留意いただくとともに、イノベーションやサービスの発展等の妨げとなるような過剰なルールとならないよう整理いただくべきというご意見でございました。

こちらについても、今後の検討において参考にされると考えますとさせていただきます。

ゼロレーティング対象コンテンツの選定は無差別であるべきというようなご意見を複数の社からいただいております。同類のサービスについては差別すべきでないというご意見でございまして、アジアインターネット日本連盟からいただいております。

また、匿名希望企業からも同様に無差別に取り扱うべきというご意見をいただいております。

また、62の中段、19ページの中段でございますけれども、プログラムによってコン

コンテンツアプリケーションプロバイダーに参加が妨げられることがない。具体的に言うと、括弧内ですが、プロバイダーに課金することがないなどということ求めている意見でございます。

これらについても今後の検討において参考にされると考えますと整理させていただいております。

意見の63でございます。楽天モバイルからですが、市場支配力を有するコンテンツ事業者が幅広い電気通信事業者においてゼロレーティングに対象となることはコンテンツ・プラットフォームレイヤーにおける競争確保の観点から不適切ではないかというご意見をいただいております。

LINEからは、ISPが独自にゼロレーティングを設定することが技術的に可能であるため、こういったものは創意工夫とも考えられる。スポンサードデータについてはコンテンツホルダーが意図的に関与するものであるため、ルールを定めるに当たっては分けて検討することが適当ではないかというご意見をいただいております。

こちらについても今後の検討において参考にされると考えますとさせていただいております。

意見の65でございます。こちらはケイ・オプティコムからのご意見で、ケイ・オプティコムからいただいた参考資料がどこの意見に関するものかというところについて、言及する場所を変えるべきというご意見でございましたので、そちらは修正をしております。

意見の66でございます。こちらは、大いに賛同します。都市部一極集中のトラヒック構成を見直すことであったり、ネットワーク逼迫対策を関係者でやっていくということに関して大いに賛同するというご意見、また、民間団体の取り組みを国として支援してほしいというご意見がJAIPAから寄せられております。

また、JAIPAからは、トラヒック実態の収集・把握、客観的なデータ公開についても賛同しますとした上で、事業者にとって過度な負担とならないことも必要だというご意見でございました。

賛同のご意見として承った上で、今後、議論、調整していくとさせていただいております。

NTT東日本、西日本からも、客観的なデータの公開に当たっては、広く関係する事業者の協力を得て、収集・把握することが望ましいというご意見がありました。

意見の69でございます。トラヒックの収集に関しては、公平なルールを策定し、その

ルールのもとで情報を収集すべきというご意見、また、都市部一極集中のネットワーク構成、トラフィック交換を見直すことについて賛同すると。地域 I X や C D N の活用に向けた取り組みの際には、地域事業者との連携、支援をいただきたいというご意見でございました。

70番でございます。トラフィック総量だけでなく、トラフィックの実態を収集・把握し、客観的なデータを公開することについて、そういう必要があるというご意見でございました。ただ、事業者の負担が過度に大きくならないよう、データの取得項目の検討が必要と。トラフィックを効率よくコントロールするための取り組みも重要であるというご意見をテレコムサービス協会からいただいております。

続きまして、71でございます。こちらは、サービスの品質を維持・向上させるための持続的投資について、本来利用者からの収入で賄われるべきというご意見でございます。

他方、トラフィック増加の主な要因である大容量の映像サービスの提供事業者や O S アップデート等を実施するサービス事業者は、電気通信事業者の回線費用を直接的には負担していないというご意見でございまして、こうした利用者も一定の負担をすることが適切と考えておりますが、今回、総務省が、トラフィックの総量のみならず、コンテンツの種類やそのトラフィック量を含めた実態把握を実際するという大きな一歩と受けとめていると、こういったことが重要だというご意見でございました。

また、ステークホルダー間でネットワーク逼迫対策等の取り組みを推進するという点について望ましいというご意見。ただし、スマートフォン等の宅内での W i - F i オフロードについてのトラフィックについても対象として取り上げていただきたいと。こういったオフロードについては、有限希少な電波の有効利用にもつながるということで、オフロードの実態を把握することで電波の有効利用の状況が明らかになるという点でございまして、オフロードトラフィックの実態把握のための D P I や関連設備等の導入に対し、電波利用料による補助を行うことが最終的に宅外における電波の有効利用につながるというようなご意見をいただいております。こちらについては、今後の施策の検討において参考とされるところと考えますとさせていただきます。

③でございます。これまで述べてきたようなさまざまな支援策に関してのご意見でございまして、匿名希望企業から、電波利用料やユニバーサルサービス基金の活用等を検討すべきというご意見がございました。

同様に、アジアインターネット日本連盟（A I C J）からも、電波利用料やユニバーサル

基金の活用も検討すべきというご意見がありました。

続きまして、資料75でございます。インターネットトラフィックの実態は、極めてセンシティブな経営情報に該当するものであり、基本的に開示が困難な性質のものですと。要請の目的の妥当性や適正性が十分に認められるかを慎重に議論することに加え、十分な調整を行うことが必須であると。また、通信の秘密の観点からも十分な整理を行うことが必要であるというようなご意見をソフトバンクからいただいております。こちらについては、右側に書いておりますとおり、十分な情報に基づく消費者の選択、また、行政による適切な政策の立案、事業者による適切なネットワーク管理、事業者間の円滑な調整等を実現するためにも、インターネットのトラフィックの実態といった基礎的な情報の収集・公開は不可欠と考えますとした上で、今後の検討における参考とさせていただきますと整理しております。

意見の76ですが、トラフィックの収集・把握については、通信の秘密の整理が必要、これらの考えがガイドラインなどに示されることが必要というご意見をケイ・オプティコムからいただいております。

意見の77でございますが、開示に関するルールがないままでは事業者から自主的な開示は期待できない。品質に係るデータの計測手法や公表方法については統一的な基準が必要というご意見をJAIPAからいただいております。

楽天からは、自主的な開示、利用者向けについては、客観性を減じてでもより高い品質測定結果を実現するインセンティブが働き得ると。こういった消費者向けの情報と客観的な情報を分けて提供することが求められるのではないかというご意見でございます。

2点目は、「実効速度」の漢字の間違いでしたので、修正させていただきますとさせていただきます。

79、コスト負担の関係ですが、コスト負担については、当事者間のビジネスベースで判断されるべきというご意見をKDDIからいただいております。

続きまして、ネットフリックスから、ネットフリックスにおけるCDNの活用、オープンコネクトといったものの活用についてご説明をいただいております。ISPのランジットコストを下げつつ、混雑と遅延を低下させるような取り組みもしているというご紹介でございます。こういったものについて参考とするとしております。

81番、先ほどご説明したことと関係しますけれども、固定ISPは定額料金であることに关しまして、一番最後の項ですが、利用料に対して公平な負担を求めるなど、望ましい負担の配分を議論することも必要な時期になっていると考えますというご意見でございます。

ます。

こちら、先ほどと同じく、報告書の36ページの脚注として記載しておりますと説明をしております。料金制度に関しましては、経営判断により導入可能とさせていただいております。

意見の82でございます。こちらについては、JAIPAのほうから、書きぶりのところで、アクセスサービスを提供するということについて、インターネットへのアクセスサービスなんだということでしたので、わかりやすいように修正しております。35ページです。

続きまして、ページを飛びまして86番、NGN IPoE協議会からは、4K、8K、サイマル配信のような大容量片方向配信の場合のコスト負担のあり方について、そもそもそのような配信をthe Internetと共存させるべきかを含めて検討すべきというご意見をいただいております。こちらは今後の検討における参考と整理をさせていただいております。

5章以降についてのご説明です。JAIPAから、全体として適切な内容というご意見。LINEからも賛同するというご意見がありました。

賛同した上で、ご意見があるというのが89番のKDDIでございます。レイヤー内及びレイヤー間の公平性や十分な情報に基づく消費者の選択可能性を担保することが重要であると。ただ、モニタリング体制による監視等を前提とすることで自主的な取り組みを萎縮させることが懸念されると。モニタリング体制の要否、適正な情報公開の範囲等を解釈指針の内容を確定した上で判断してはどうかというご意見でございました。

こちらについては、右に書いてありますとおり、適切な自主的な取り組みを促すためにも、モニタリング体制の整備が重要と考えます。帯域制御ガイドラインの改定やゼロレーティングサービスに関する解釈指針の策定と並行してモニタリング体制の整備を進めることが必要と考えますと整理させていただいております。

その他、意見の90番ですが、セキュリティ上の懸念が生じ得る情報について情報公開の対象外とすべきというご意見でございました。右側に書いておりますけれども、帯域制御に係る具体的な運用方針や制限の内容を公開することが不可欠と考えております。客観性が高まるとともに、利用者の理解が進むことが期待されますということで、今後の検討において参考とすると整理させていただいております。

意見の91でございますが、必要以上の過度な情報提供を求めることにならないよう要

望しますという意見がNTTドコモからございました。こちらについては、基礎的な情報が公開され、関係者が検証できることが必要と考えますと整理させていただいております。

意見の92、テレコムサービス協会からは、MVNOがMNOに対して不利とならないよう、公平な観点での調整や合意形成が図られるようにすべきというご意見でございました。今後の参考としますとしております。

また93番、現状の消費者保護ルールのガイドラインでのベストエフォート型サービスについての記述関係ですが、事業者はこの表記に準拠した説明しかしておりませんが、ベストエフォートサービスが登場した2000年代当初から基本的に変わっておらず、規格値としての伝送速度の飛躍的向上と利用上の実態との乖離を考慮すると見直しが必要な時期と考えますというご意見でございました。こちらは今後の検討における参考と整理させていただいております。

最後、6章についてのご意見でございます。帯域制御ガイドラインについてJAIPAから賛同のご意見をいただいております。ケーブルテレビ連盟からも賛同と、早期に実現可能になるようにしてほしいと。

また、ゼロレーティングに関する指針について、早期に取りまとめをしてほしいというご意見がケーブルテレビ連盟からございました。

Facebookからも、今回のゼロレーティングに関する取り組みの方針について高く評価しますというご意見でございました。

NGN I P o E協議会からも、解釈指針の策定について賛同だということでございます。

全国消費生活相談員協会からも、トラヒックの実態の収集・公開について賛成というご意見でございました。総量規制方式ではなく、公平制御を行うことについても賛成ということで、容量についての上限を定める、決めることについても勘案していただきたいというご意見でございます。

匿名希望企業からも、報告書の中身について賛成というご意見がございました。

飛びまして104、105あたりでございますが、国際的に整合性のとれた制度が必要であったり、国際的なコンセンサスをとることが重要というご意見がございました。

106のご意見でございます。帯域制御のガイドラインの見直しに関して賛成とした上で、固定通信事業者においてもモバイル通信事業者と同様に複数メニューラインナップを柔軟に設定できるようにすることも考慮に入れるべきというご意見がございました。こちら先ほどの料金設定の柔軟化に類似したご意見でございますので、右側のほうに書いて

おりますとおり、脚注として追記いたします、ただし、こういう料金設定に関しては経営判断により可能とさせていただいております。

107番でございます。こちら、NGN I P o E協議会からのご意見でございます、地域 I XやCDNの活用に関して、支援内容が事業者の競争環境をゆがめ、イノベーションの創出を阻害することにならないよう要望しますというご意見をいただいております、こちらについては賛同のご意見として承りますとさせていただいております。ただし、次のページに移っております、今後の施策の検討における参考とさせていただくと整理しております。

108番でございます。ケーブルテレビ連盟からは、トラヒックの収集・計測に関して、税財政等の支援も並行して検討いただきたいというご意見がございました。

また、オフロードトラヒックに関して、コスト負担の公平性の観点から検討いただきたいと。地域 I XやCDNの活用に向けた取り組みの支援について具体策に期待というご意見がございました。

110番のところ、J P N I Cからのご意見で、前段のほうにオープン性と書いてあるにもかかわらず、第6章ではインターネットのオープン性について言及がありませんと。オープン性の維持についても引き続き取り組みを検討してほしいというご意見がございましたので、6章のところ、インターネットのオープン性についても追記をいたしました。

111番でございます。こちらは全国消費生活相談員協会からでございます。ゼロレーティングに関して、利用する、しない者にかかわらず、消費者が理解できるように説明することを指針に明記していただきたいというご意見でございました。こちらについても、今後、解釈指針を取りまとめる際に参考とされると考えますと整理をさせていただいております。

重立った意見は以上でございます。すいません、長くなりまして。

**【森川座長】** ありがとうございます。それでは、先生方から意見募集に対する考え方と、あと、修正いただいた中間報告書案に関してご意見等いただければと思います。いかがでしょうか。

**【江崎構成員】** 内容の対応としてはあまり問題はないと思うんですけども、最後のところで、42ページの修正で、インターネットのオープン性を維持するという記述はすごくいいことだと思うんですけど、昨今を考えると、グローバル性とかというのもしっかり書いたほうが、どうせこれ追加するなら、あったほうがいいのではないかという気がし

ます。というのは、ご存じのとおり、やっぱりいろんな今政策上の問題が出てきているということを考えると、それは少し強調してもいいかなと。

もう一つは、それに関連をして、これ、日本語版なんですけど、英語版ってすぐ出るんですかね。

**【山路データ通信課長】**　これが確定したら翻訳に出そうと思っております。

**【江崎構成員】**　早急に出していただくと、G20とかに向けてちゃんとした情報発信になるだろうという気がしますので、早い段階で英語版を出すというのはすごい重要なことじゃないかなと思います。

それから、トラヒックの測定が重要だというのは全員アグリーしていますけれども、これ、ネットワークの構造がめちゃくちゃ変わっているんで、そう容易ではないということはお認識いただかないと、事業者の方々への負担もかなり大きくなるというのを意識してそういう意見が出されていると思いますので、大事なことは大事なのが当然ながら、やっぱりちゃんとした測定するのはそんなに簡単なことではないということが大事かなと思います。

それから、ありがたいことは、ACCJさんがマルチステークホルダーの議論に参加する意思があると書いていらっやって、やっぱりそういう意味でのグローバルなステークホルダーがこの中に入っていただくというのは非常にありがたいことじゃないかと思いません。

**【森川座長】**　ありがとうございます。ほかにいかがですか。

**【実積構成員】**　中央大の実積です。詳細な説明ありがとうございました。中身、非常によくわかりました。全般的な方向性については全く問題ないと思っています。

さっきの江崎委員の話に乗っかるようになるんですけども、英語版はもちろんそうなんですけれども、今回の意見を出すメンバーを見ると、個人が9名ということで、本来であればもう少し消費者というか、草の根の人たちの意見も吸い上げるようにできればよかったと思います。アメリカのように1,000万ぐらいコメントが来ると総務省がパンクするのはよくわかるんですけど、それぞれの個人の情報発信とか、インターネットをどう利用するかという重大な問題のわりには、事業者からの意見しか目立たない点が若干気になる所です。反対意見がもっと欲しいというふうな話じゃないんですけども、今後情報公開を進めていくときに、なぜその情報が公開されたのか、どうしてそれが重要なのかという理解は世の中に広めていくべきだと思います。英語版もつくるのは大事だと思うん

ですけれども、簡略版というか、ここまで詳細でない日本語バージョンも用意していただきたいと思います。ネットワーク中立性は何で、何を守ろうとしていて、何が議論になっているのかというふうな情報発信のほうも少しやっていただいたほうが、この後のガイドラインの改定のときの意見の取りまとめ、特にマルチステークホルダーという、消費者の意見というか、業界団体のみならず、利用者側の意見とか、あるいはもっと小さなコンテンツ事業者、今回、コンテンツ事業者のほうの意見というのはなかなかないような感じもしているので、そういった人にとってもこの問題って非常に重要なんだという広報活動的なことを、可能であれば日本語と英語の双方で進めてほしいと思っております。

以上です。

【寺田構成員】 寺田です。詳細なご説明ありがとうございました。私も実積先生に続けてなんですけれども、パブコメって、行政法が専門なので、その辺は条文はわかるんですけれども、要するに、強制力はないけれども、何のためにあるのかということ、できるだけ多く行政がいろんな情報を得られるように、いろんな情報が行政に集まるようにということがあるので、まさに、私もちょっと、パブコメ提出者が本当に業者さんばかりで、まさにこの会議をごらんになっていたような、聴講しておられたような方が多いので、個人もプロみたいな感じの個人が意見出されておられて、そうじゃなくて、もっと例えばおそらく知りたかったのは、ゼロレーティングとかで実際にこういう問題があるんだとか、総務省が感知できていない問題状況を消費者さんが訴えてくるとか、そういうことがあればよかったのかなというふうに。なければならないような感じはするんですけど、ただ、もしもそういうことがあれば、確かに1,000万とか来たら大変ですけど、もうちょっとあってもよかったのかなという気がするので、もしかしたら英語版だけじゃなくて、もう少しわかりやすく、広報もどうしたらいいのかわからないんですけども、できたらよかったのかなというのと、英語版に関して、これはもう一つ別の論点で、私自身、別のところでも、会議でも申し上げさせていただいたんですけども、この報告書の最後のほう、とてもよくできていて、OECDなどにも提案というのが書いてあるんですけども、ここをもうちょっと強調して、まさに先ほど江崎先生もおっしゃったように、G20とかにも持っていけるかもしれないということで、いろいろ国際的なルールづくりの提案に積極的にかかわるといのは、私個人の意見としてはもっと積極的に書いてもいいのかなと思います。

以上です。

【森川座長】 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

【江崎構成員】 ありがとうございます。まさにそのとおりだと思って、最後の6章のところの2つ追加すると、マルチステークホルダーアプローチでという表現、これ、多分国内に閉じたマルチステークホルダーと思いがちかなという気がしていて、そういう意味でいうと、グローバルな関係者もこの中に上手に入れていくというのがあるとよりいいのではないかという気がして、お話を聞いていました。

それから、最後のところを少し強くするという意味においては、提案と合意形成ということになっていますけれども、もしかしたらリーダーシップという、積極的にリーダーシップをとっていくべきであるという、とりたいたいというようなところを入れておくと、より強いんじゃないかなという気がいたしますし、関係者が予算も含めて動きやすいようにするためにはそれをちゃんと書いておくということはとても重要かと思います。

【寺田構成員】 そうですね。すいません、追加ですけれども、会議とかに行くのにやっぱり予算も必要なので、ぜひどんどん言っていただければと思っております。

【森川座長】 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

【林構成員】 取りまとめとご説明ありがとうございました。中間報告書案の39ページから40ページにかけてのところなんですけれども、先ほど来ご議論ありましたように、共同規制アプローチといった場合、広範なステークホルダーが参画するということについておおむね賛同が得られたようでございますけれども、パブコメにも意見ございましたように、共同規制の実効性というか、フィジビリティも検証すべきだと思います。当面は共同規制で行って、ある程度PDCAを回すというか、まずはそうしていただいて、新たな例えば立法事実が生じれば、法案化していくということも、これは将来の話になるのかもしれませんが、余地として残しておくべきことは重要なのではないかと。要するに、これで議論は終わりというわけではないと、多分これからも議論は続けていくべきだろうと思います。

それから、39ページのところの「正当な措置として許容される事例を示したガイドラインを策定し」というところ、「自主規制として策定し」というところですが、こういう「正当な措置」とか「正当な理由」がいろんな場面に出てきていると思うんですけれども、こういった正当化事由というのは、事業者による単なる事業上の合理性といったことではなくて、あくまで、先ほど来、ご議論もありましたけれども、一般消費者の利益になるかどうかという観点から正当な措置かどうかを吟味すべきだと思います。特に個々の

一般消費者の自己決定というのが事実上形骸化してきている中において、ガイドラインの策定というのは、繰り返して強調ですけれども、消費者や個人のユーザー、あるいは彼らの利益を代表する団体の方々の一定のコミットメントが不可欠だろうと思っています。

全体の方向性としては全く異論ございません。ありがとうございました。

**【森川座長】** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

**【寺田構成員】** すいません。細かいところなんですけれども、報告書の中に、ちょっと私見つけられていないんですけれども、林先生がご報告されたときにおっしゃっておられた、必要があれば域外適用もしていくみたいな部分は書いておられますか。一応ざっと読んだんですけど。それはどうなんでしょう。私は書いてもいいんじゃないかと思うんです。要するに、基本的にはこれは規制をするわけじゃないんですけども、まずは事後でいろいろマルチステークホルダーで検討するけれども、その中で必要があれば域外適用も積極的に行うというようなことも書いても。たしか林説ではそれはやっていくべきだと。

**【林構成員】** そうですね。

**【寺田構成員】** 私も林説なんですけれども、林説というか、要するに、域外適用は積極的にむしろやるとちゃんと書いといたほうがいいのかなと思いました。

**【森川座長】** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

**【江崎構成員】** じゃあ、意見がないようなので。6章のさっきの最初の出だしのところですけども、「総務省は関係者の協力を得て、マルチステークホルダーアプローチで」ということですけども、中立性に関してはあまりほかの省庁との関係がそれほど強くないとは思いますが、特にサイバーセキュリティみたいになると、それも当然ながら中立性に少し関係してくるところになるので、もう少しこれ、国内の関係者、つまり、ほかの省庁との協力というところは既にいろんなところで総務省さんとしてもおやりになっているという実績もあるので、少し工夫してここ書けるともう少し、今できていることとこれからこうしなきゃいけないというところの国内の話と国外のステークホルダーというのが、明文化する必要はないかもしれませんが、関係者の中でしっかり認識しておくというのはすごく重要ではないかなと思いました。

**【森川座長】** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

**【実積構成員】** 複数回の発言がオーケーみたいなので。一番最後の42ページのところに「OECD等の国際会議の場」というふうになっています。いろいろ分析をしていく中で、ネットワーク中立性という概念と、その裏にある産業構造、どういった企業がある

か、あるいは、産業政策としてどういうふうなことを追い求めていくか、そういったものの各国でのあらわれ方は違うと思います。そういった点について、多分、我が国がいちばん調整をとらなくてはいけないのはアメリカとヨーロッパだと思うんですけども、F C Cとか、E Uとか、B E R E Cとかも含め、そのあたりはこの国際会議の場に入るのかどうかについて、少しお伺いしたいなと思っています。この部分にはあえて書かずに個別にやるという話なのか、それとも、報告書のどこかほかの部分で含意されているということになっているのでしょうか。加えて、「コンセンサス作りに努める」となっているんですけども、今回の中の海外の中にアメリカとヨーロッパと、それから強硬なインドというのが入っていて、コンセンサスにしても、この3国で既にコンセンサスがとれていない状況で、「コンセンサス作りに努める」ことは大事なんですけれども、ここまで書き込むのは少し厳しいかなという印象です。コンセンサスをつくろうとしたところで、特に先進国でネットワーク張り終わったアメリカとヨーロッパといった先進国のケースと、インドのようにこれから頑張りますという国では当然ゼロレーティングに対する対応とかも違いますし、コンテンツ事業者を地場で持っているインドと、そこはあまり強くないヨーロッパと日本のケースとアメリカのケースは当然違います。その意味で、コンセンサスという言葉は簡単に使うというのは難しいような気がします。飾り言葉なので使うもんだと言われたらそのとおりだと思うんですけども、「理解を共有する」とか。

【寺田構成員】 意見交換に努めるとか。

【実積構成員】 「意見交換に努める」とかというふうにした方が良い気がします。あと、先ほど域外適用の話、私、非常に難しいなと実は思っていますが、日本の消費者、今回、消費者の観点から評価しましょうというのは非常にいい話なので、その観点で書いておけば、事実上域外適用と同じ効果が見込めるのではと期待しています。ほかの国にいる事業者日本でゼロレーティングを提供するなと命ずるのはそもそも無理な話だと感じられます。また、少し対外的なこと、江崎先生がおっしゃったマルチステークホルダー、海外の人も入るんだというのは、海外の人はおそらく、国際機関も、ほかの国の主管庁も視野が入ってくるのと思いますが、そうすると、余計に一番最後のコンセンサスという言葉、少しきついかなという感じがさらにします。特に積極的な修文というわけじゃなくて、このあたり、どういうふうにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

【山路データ通信課長】 すいません。いろいろなご意見について、まとめて答えられる範囲でお答えします。域外適用という観点につきましては、この中でも明確に域外適用

とは書いていないんですけれども、ゼロレーティング対象のコンテンツ事業者、プラットフォーム事業者としては、海外の事業者が提供するコンテンツもゼロレーティングになり得るというふうに考えておりました、指針をつくった際には、通信事業者と海外の事業者も含めて、規範としてつくったものを尊重していただきたいという思いはございます。

そういう意味でも、先ほど何人かの先生からお話があった6章の最初のところの「総務省は関係者の協力を得て」というところについて、「国内外の関係者の協力を得て」とさせていただくことで、もともとここに参加していきたいと書いてあった米国系の方々等も入って議論ができるのかなと考えております。

また、コンセンサスが難しいんじゃないのかというところは、おっしゃるとおりでして、そういう意味でも、実はこの文章の中も、OECD等としております。今回、日本が議長国をとるのになぜかG20はちょっとコンセンサス難しいかなと考えて、ライクマインドカントリーが集まるということなのでOECDを例示としてさせていただくとともに、コンセンサスづくりに努めるとか、整合性の確保を図るというふうに、ちょっと弱めたつもりでございます。ただ、通信事業者の方、国内のコンテンツ事業者の方、国内外のコンテンツ事業者の方々にとって、制度が調和されていることによっていろんなビジネスがやりやすくなったりとか、消費者の利益も守られやすくなるということもありますので、我々としてはできるだけ努力をしていきたいと考えております。

米国やEUに個別にやるのかというお話に関しては、上司の了解が得られれば、今後積極的に意見交換をして、我々としても理解の醸成というか、合意形成、努めていきたいと考えております。

以上です。

**【江崎構成員】** 多分コンセンサスというのが、どう捉えるかというのが難しいかもしれないんですけれども、特にインターネットの場合、ラフコンセンサス、ラフという形容詞をつけてコンセンサスというふうにしては、ある意味、コンセンサスというのは着地点という意味での、今のその時点での相互理解という意味でのコンセンサスというのを多分、意味合いとしては、つまり、統一、同じものにしなきゃいけないという意味でのコンセンサスではないというのが皆さんの認識ではないかと思っておりますので、誤解があるようであればその辺少し注意することだと思いますけれども、やっぱりマルチステークホルダーだし、多様なものを認めているというのがインターネットそのものだし、ネットワークそのものなので、多様性を認めるというのは多分、国、それから組織、文化も含めたと

ころでの、そこでどこに着地するかというのがコンセンサスだということだと思えます。

【森川座長】 ありがとうございます。意見募集の結果と考え方と中間報告書に関して修正をこちょっと入れたいとかいうのがあればぜひお願いしたいと思いますが、一旦きょうでここで一区切りになりますので、先生方から一言、感想っぽいことも最後にお知らせいただければいいなと思っております。

それでは、この報告書案と意見募集の結果の考え方について、エディトリアルなところとかも含めて何か、こちょっといじったほうがいいのかというのを、ほかにお気づきの点等ございましたらお知らせいただけますか。

【実積構成員】 エディトリアルでいいですか。

【森川座長】 いいですよ。

【実積構成員】 エディトリアルでいくと、参考資料4の1のところは白抜けになっているので、入れてください。お願いします。僕のところなんですけれども、字が小さくて消えちゃっているんですね。

【森川座長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、資料の件はよろしいですか。今まで団体ご意見を反映させて、修正して、その上で決定、公表することにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

その際、具体的な修正に関しては、私にお任せいただけるということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【森川座長】 ありがとうございます。それでは、いろいろなご意見ありがとうございました。いただいたご意見を反映させた形で、この報告書案を修正させていただければと思います。

ありがとうございます。それでは、本日、先ほども申し上げましたけれども、ここで一旦一区切りになりますので、先生方から一言、二言、三言でもいいんですけれども、感想っぽいこと、せっかくなので、時間もありますので、いただければと思っております。いつもあいうえお順なので、今回逆で、林先生から行きましょうか。

【林構成員】 準備していないのであれですけれども、すいません。全体的なところはもう既に先ほどお話し申し上げましたので。この間、ネットワーク中立性とかという話は理念的にはかたることができても、実務的な議論に落とし込むのが難しい話だろうなと思って最初伺っていたんですけれども、かくもここまで、まさにコンセンサスの形成に努め

ていただいて、お取りまとめいただいたことに大変敬意を表したいと思っております。これからどういうふうに進展していくのか。ここからがもしかしたら本番かもしれませんが、総務省をはじめ関係者には引き続きご尽力をいただければと思います。

それから、少し各論的な話になるんですけども、先ほどの市場支配力の概念についての明確化についてのご要望の話ございましたけれども、これはおそらくゼロレーティングとかスポンサーデータの規律の対象となる事業者の範囲についてかかわる話かと思うんですけども、これはおそらく市場支配力を有する事業者に対する規律にするのか、あるいは、全事業者に対する一般的な規律にするのかによって競争に対する影響力というのは大きく変わってくると思いますので、例えば全事業者の一般的な規律というふうにしてしまうと、かえって支配的企業の巨大化というか、支配力を強めてしまう懸念もあります。スポンサーデータとかゼロレーティングを用いて新規参入をして既存事業者のシェアを奪おうという、そういう競争もありますので、そこは規律の対象となる事業者の範囲を設定する際に、ご検討いただければと思っております。

私からは以上です。

【森川座長】 ありがとうございます。お願いします。

【寺田構成員】 先ほどちょっと追加で申し上げることを忘れたんですけども、私、国際発信が大事ということが1点あったのと、もう一つは、これは私はちょっとEU型なので、別に無理に盛り込んでいただく必要ないんですけども、やっぱりネットワーク中立性というのは、例えばゼロレーティングとかが進んで、特定のサービスだけに消費者が、特定のサービスを頻繁に利用するような形で消費者が、消費者というか、国民も含めて、一般の人が意見形成、いわゆるネットに接続することイコール、一時期のインドみたいにFacebookみたいになるような形だと、政治的な意見形成とか、民主主義の価値とか、そういうものの毀損にもなりますので、そういった非常に重要な権利にかかわっているということがどこかに、脚注でもいいので、どこかに入っているといいなというのが追加の意見です。

もう一つは、ステークホルダーからの意見聴取も含めて、海外からもいらっしゃったりとかして、非常に複雑な状況は大変丁寧にまとめていただいてよかったと思っております。それで、いわゆる規制という、規制をすぐにつくるとかではなくて、状況をモニタリングするということで、総務省で調整するということを前面に打ち出されたのも、私としてはとてもいいことなのではないかなと思いますので、実際にここに書いてあることをきっち

りと、おそらくモニタリングとかも含めて回せるように予算とかがしっかりと配分されることを祈っております。ありがとうございました。

【実積構成員】 初回に自己紹介のときに少し申し上げたんですけど、この研究会に呼ばれるまでは、海外の学会で中立性の話をすると、日本人、ほかに誰もいなかったので寂しい思いしていたという話を申し上げました。海外で報告すると、日本の中立性どうなっているのという話を聞かれ、そのたびに、2007年から進んでいませんというふうな話をずっとしていました。思い起こされるのは2007年にボンで学会がありまして、谷脇さんしゃべられたと思うんですけども、日本の中立性の話をされて、「質問は？」って言ったなら誰からも発言が来なくて悲しそうな顔されたというのをいまだに覚えています。けれども、この報告書が出たおかげで、日本政府はきちんと検討を進めているんだと言えます。今後も前向きに進めていくことを示せたのは非常にエポックメイキングで、個人としてそこにかかわれたというのは非常によかったなと思います。

さらに、ネット中立性という言葉が新聞とか総務省のホームページに出て、言葉だけは聞いたことあるという人が増えたというのは、今後を考えると非常によかったと思います。残念ながらパブコメの数はそれほど多くなくて、1,000は行ってほしかったなと思ったんですけども、今後、理解を増やしていくというのは我々の役目だと思っています。

報告書全体でいくと、本当に思っているのは、過度に規制的にならなくてよかったという点です。総務省の会議、いろいろ傍聴とかさせていただいていると、どうも問題がありそうだという段階で規制をつくるべしという議論に進み勝ちで、危なそうだから規制するという方向になりがちだと感じていました。今回もメンバーを見ると、どうも法律家の先生が多そうなので、そちらのほうに走るのかなという若干の懸念は初めあったんですけども、ふたをあてみると、そうではなくて、きちんと話も聞いていただけました。中立性というと、寺田さんが言われた人権的なものも当然あるんですけども、海外の議論だと、中立性を強硬に主張する人ほど、インターネットの利用というのは基本的人権、何としても守らなきゃいけないんだということで、コスト度外視の極論に走り勝ちです。一方、実際に提供している人たちは民間事業者が一生懸命やっていて、ビジネスモデルとして回さないと、瞬間風速的には守れるような権利でも、長期的には守れなくなっていく可能性がある。技術が進歩して、5Gとか6Gとかにビジネスが変化していく中で、守られるべき権利がだんだん守れなくなってしまうかもしれない。そのため、将来的に、守ろうとした中立性の権利が損なわれていくというのを懸念するわけですけども、この研究会の報告

書を見ると、そうではなくて、背景にあるレイヤー構造とか産業構造とかというのをきちんと配慮していただいたうえで、規制というか、ルールづくりをしていきたいと思いますということになりました。起きるかもしれない問題に対して、拙速という言い方はしたくないんですけども、急いでルール化すべきとか、消費者の権利を守るためにすぐに事業者の行動を制約すべきだというふうな結論にいかなかったのはよかったかな、その点では少しは貢献できたかなと思います。

特にこの場の後が大事だというのは、林先生もおっしゃったとおりで、ガイドラインの改正とか、あるいはモニタリングの話とかというのは大事です。私からこの場にいる皆さんにお願いしたいのは、総務省が今後何をするかというのは、ここにいる傍聴の人も含めて、ちゃんとウオッチしていかなきゃいけないなということです。山路課長とか谷脇局長の意図が今後変わるというわけじゃないですけども、当然、総務省、人もかわっていくし、人がかわると対応も変わっていったりとか、ここでの議論の経緯を忘れる人って当然出てくる、知らない人も出てくる。そのときに、こういう議論があった、ああいう議論があった、こういうふうな意見が交わされたというのをふまえて監視するというのが、パブコメも多分その一環ですし、我々の委員の側に求められるんだろうなと思っていて、総務省に道筋を引いていただいて、今後ともリーダーシップというか、議論の整理はしていただかなきゃいけないんですけども、今後は傍聴席側というか、こちら側に座っている委員の責任にもなってくるのかなと、身の引き締まる思いをしているところです。

どうもありがとうございました。

**【大橋座長代理】** ありがとうございます。まず中間報告書案の作成、大変お疲れさまでした。また、パブコメは、さっきから件数が少ないことが注目されていますが、ただ、結構厚いですよね、そのわりには。という意味でいうと、皆さんお忙しい中で非常に丁寧に見ていただいたんだなというふうな感じがしています。

今現在、いろんな委員会走っているとは思いますが、ネットワーク中立性って中でも非常に難しい問題だと思っています。とりわけ利用者という言葉で二面の言葉あらわしていますが、特段、特に消費者の側でいうと、利便性がやっぱり勝っちゃう部分があると思うんですが、他方で、必ずしも認知していないかもしれないけど、実は権利があって、そうした権利と利便性との間の実は相剋が存在しているんだということがなかなか認知されにくい状況が少なくとも我が国ではあるんじゃないかと思っています、そうした中で、今回中立性取り上げていただいて、ここまでの報告書をつくっていただいたとい

うのは非常に出発点として重要だと思っています。

実際問題、何人の方が読んでくれるかという、これは多分広く、実はかかわっている人が多いので、いろんな形でメディアも理解してもらわないといけない部分というのはあるのかなという感じがします。先ほど実積先生おっしゃったように、我々も発信の一旦を担えと言っているんだと思いますけれども、それも含めて、ぜひ火が消えないように。大体安きに流れる傾向というのは今後もあると思うので、ぜひ、この報告書を踏まえて、きちっとやり続けないとなかなか難しい部分はあるのかなと思っていますので。

今回はお疲れさまでしたということと今後とも引き続きどうぞよろしくお願ひしますということで、ありがとうございました。

【柿沼構成員】      ありがとうございました。私は研究していたわけでもなく、消費者として参加させていただきました。

まずネットの中立性の話を誰に話しても、消費者はよくわからないというところが一番問題であると思うんですね。私もこの研究会に参加する中で、例えば実積先生の本を読ませていただいたり、C i N i i で論文を引っ張り出して確認をしたり、いろいろ見ていた中で、なかなか日本の実情がどうなのかというのが最初わからなかったというところがあります。消費者に聞いても、通信料金が安くなるんだったらそれでいいんじゃないというような言葉を当然聞かれるところではございました。

ただ、やはりその中には、このまま、そのまま利用していくと個人情報の問題とか、そういうものについてもつながっていくのではないかというようなところも懸念がありますし、あと、今回もパブコメの中に、111番に少し入れさせていただいたんですが、子供のネットの利用の方法についても、中立性とは少し違っているかもしれませんけれども、入れさせていただいたというような状況でございます。

あと、今後の取り組み方針の中で1つ思い出したことがあったんですけども、消費者保護ルールに関するガイドラインについても少し入れていただきたいなというところがありましたので、この場を借りてひとつ入れさせていただきたいと思います。

ネットを配信する事業者様というのはどちらかというと日本ではなくて海外の事業者様が多くて、けども、実際に通信というのは国内ですので、そのあたりのものと、あとは、最後までちょっとわからなかったのが、モバイルと、それから固定回線について、従量制になるという部分についても、なかなか消費者側としては理解ができないものがあります。この研究会に入った立場といたしましては、今後、ネット中立性について、消費者の方に

わかりやすいような資料づくりなどについて今後も協力していきたいと思っております。  
よろしく願いいたします。

**【江崎構成員】** 座長のお計らいで最後にしゃべれるので、十分な準備ができましたが、今回、やはりある意味、トップダウンの傾向が強かったところがかかなりボトムアップになっているということと、マルチステークホルダーという概念がかかなりしっかりと入ったことに関しては非常にすばらしいことじゃないかなと思います。

それから、消費者と事業者というのを含めてネットワークの利用者という形でしたことも実はかなり大きなポイントかなと思っております、ある意味、これ、マイナスに捉えると消費者の立場が弱くなるように見えるわけですがけれども、そうではなく、やっぱり対等にお話をするというような形に持っていくべきだという意味においては、多分トップダウンからボトムアップを超えて、今度、ネットワーク型の対話のチャンネルをつくるというような意思が非常に強く出てきているというのが大きなポイントだったろうと思います。

それから、今までのトポロジー、いわゆるビジネストポロジーがかかなり変わってきているということも、付帯資料も含めてまとめられているというのは、2007年から比べてこれだけ業界のネットワークの形が変わってきているというのがまとめられたのは非常に価値があることじゃないかなと思います。

それから最後は、事業者の議論の中で、やはり新規事業者を守るというか、それをエンカレッジするというような観点でゼロレーティングに関しても整理ができているというのは非常に重要なところだと思いますし、僕も実は国際的なところで話をしたときに、ゼロレーティングに関して、既存の大きな事業者のためにやるのではなくて、新規事業がうまくいくための新しいツールとして存在しているという立場でこれが議論されていて、その上でゼロレーティングを不当に利用することに関してはちゃんと見張りますという書き方になっているのは、国際的にも、あるいはグローバルにも非常に大きなポイントではないかなと感じました。

事務局の方々、大変ご苦労さまでございました。でも、これからが仕事ですからよろしく願います。

**【森川座長】** ありがとうございます。じゃあ、私のほうからもちょっと感想をお話しさせていただきたいんですけども、先ほどのコメントにもありましたが、中立性、これは本当に難しいテーマで、これ、例えば僕のところに谷脇さんから振ってきたら、これちょっと嫌だなと思うぐらいのテーマなんですね。これ、非常に難しく、もやもやはして

いるんだけど、どうすればいいかわからないというですね。それをこの中間報告書できれいに整理したということが僕は非常に大きな意義があるのかなと思っております。もちろん具体的にはこれからなんですけれども、大枠として、どこが今問題で、どういうところがもやもやしているのというところをきちんと整理をしていただいたということが非常に意義があるところかなと。

あわせて、今から12年前の中立性から幾つかの点で少しずつ変わってきていて、例えば1つ目は、消費者ではなくて事業者とか、あるいは、今回新たに共同規制的なアプローチが入ってきたとか、そういうことを考えると、一緒に先生方と議論させていただいて、いい機会をいただいたなというのが正直なところでございます。

これからが大変でございまして、それぞれ帯域制御ガイドラインとか、ゼロレーティングとか、モニタリングとか、いろいろとやっていかなければいけないので、ぜひとも先生方と、あと、こちらにおられる傍聴の方々にお手伝いいただきながら、これをしっかりと進めていっていただければと思っております。

データ課の方々、本当にお疲れさまでした。初めはどうなることかと思っていたと思うんですけども、ここまでよくぞ持ってきたなというのが僕の正直なところでございまして、データ課の方々には本当に素晴らしいお仕事をなされたなということをお伝えしたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、よろしいですか。

それでは、総務省からもご挨拶申し上げます。谷脇さん、お願いいたします。

**【谷脇総合通信基盤局長】** どうもありがとうございます。

この研究会、昨年の10月からでございましたけれども、精力的に議論に参加をさせていただきまして、中間報告をまとめることができたということで、本当にありがとうございます。

12年前にネット中立性の懇談会というのをやりまして、当時、私、課長で事務局を務めておりまして、12年ぶりにやってみますと、随分様子も違うし、論点も違うんですけども、他方で、インターネットの自律・分散・協調という基本精神はやっぱり変わらないし、マルチステークホルダープロセスをとらないといけないということも変わらないということだと思います。

インターネットガバナンスを考えていく上で、ネット中立性という議論はいわばインターネットユーザーのトラストというものをつくり出していく上での非常に重要な要素だろ

うと思っております。

そういった意味でも、きょうはいろいろご意見いただきましたけれども、アドボカシーといいたいでしょうか、普及啓発だとか、そういったことも含めて進めていきたいと思っております。

それから、英語版つくるという話、私が言う前に課長から言ってくれたのでよかったです。これも進めていきたいと思っております。OECDというふうに申しあげましたのは、議論、それぞれの国によって違うんですけれども、コモナリティというものはやっぱり存在するんだらうと。OECDの場合は、プライバシーガイドラインだとかセキュリティガイドラインをつくってきたといったようなこともありますので、適切な場なのかなと思っております。また、バイラテラルな協議の場でもこうした日本のネット中立性については発信なり意見交換をしていきたいなと思っております。

いずれにしても、第6章のところでは書かれている今後の取り組みですけれども、いずれもいついつごろまでにはやるということを書いてあるというのも特徴の1つでございます。だらだらとはやらないということでございますので、引き続き皆様方におかれましては、今後の動向についてもまたご報告をさせていただきますので、議論を深めていただければ大変ありがたいと思っております。

どうもありがとうございました。

**【森川座長】** それでは、事務局から何かございますでしょうか。

**【細野データ通信課課長補佐】** 事務でございます。本日もどうもありがとうございました。中間報告書につきましては、座長とご相談させていただいた上で、中間報告書の案の表紙のとおり、平成31年4月のうちを目途として公表をさせていただきます。

また、年度が変わりましたので、構成員の皆様の役職名等をこちらのほうで修正しておりますが、改めて念のためご確認いただきまして、もし支障がございましたらご連絡のほうお願い申し上げます。

なお、次回会合につきましては、別途事務局のほうからご案内をさせていただきます。

以上、よろしくお願ひいたします。

**【森川座長】** ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、ネットワーク中立性に関する研究会の8回目、この8回目が平成最後の研究会になりますが、次回やるとしたら令和ですが、平成最後の8回目をこれにて終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

(以上)